

平成26年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成26年12月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年12月4日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成26年12月4日	11時42分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		1番	神前輔行		2番	久保山義明
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	第48号議案	基山町課設置条例の制定について
日程第5	第49号議案	基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について
日程第6	第50号議案	基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
日程第7	第51号議案	基山町地域公共交通会議設置条例の制定について
日程第8	第52号議案	基山町下水道事業減債基金条例の制定について
日程第9	第53号議案	基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について
日程第10	第54号議案	基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定について
日程第11	第55号議案	基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定について
日程第12	第56号議案	基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について
日程第13	第57号議案	基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第14	第58号議案	基山町就学指導委員会設置条例の制定について
日程第15	第59号議案	基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第16	第60号議案	基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第17	第61号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第18	第62号議案	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第19	第63号議案	町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
日程第20	第64号議案	基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第21	第65号議案	基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部

改正について

- 日程第22 第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第23 第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 日程第24 第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第25 第69号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第26 第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第27 第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第28 第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第29 第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について
- 日程第30 第74号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第31 第75号議案 基山町教育委員会委員の任命について
- 日程第32 第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第33 第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第34 第78号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第35 第79号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第36 第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第39 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

～午前 9 時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成26年第4回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、神前輔行議員と久保山義明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程表どおり、本日から11日までの8日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は平成26年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町課設置条例の制定について外26件、人事案件が基山町教育委員会教育委員の任命について、専決処分承認案件が専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））、予算案件が平成26年度一般会計補正予算（第5号）外4

件、諮問案件が3件となっております。

これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が11月27日に開催され、職員定数条例の一部改正について審議され、原案どおり可決されました。

次に、消防関係についてでございます。

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月9日に防火訓練を実施いたしました。今回は第9部管内の第6区白坂地区で地域住民の参加を得て、応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会と日本赤十字社による災害食づくりや簡単な救急法の演習も行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、町長懇談会についてでございます。

町長懇談会につきましては、9月25日から10月24日まで実施しまして、383名の方に参加していただきました。懇談会では私のほうから今後のまちづくりや財政の状況などについて説明を行いまして、町民の皆さんからは総合計画について意見をいただきました。

町民の皆さんからは、人口増対策、役場跡地の活用、商店街活性化、市街化区域、高齢化、子育て、農業等、さまざまな問題について御意見をいただきました。

今後は、これらの意見を参考にしながら総合計画の策定に努めてまいります。

次に、JRウォーキングについてであります。

11月22日に開催されまして、秋かおる好天の中、色づいた基山路のウォーキングコースに1,271名の参加がございました。昨年より2割程度の増加となりました。ことしは、モール商店街のまちなか公民館において基肆城1350年事業のパネル展や商店街が行った抽選会など、新たなおもてなしが実施され、多くの参加者でにぎわいました。

次に、健康増進対策事業についてでございます。

住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、集団健診と婦人がん検診を5月から10月にかけて25日間実施し、平成26年度については終了いたしました。現在は健診結果に基づいて特定保健指導を戸別訪問などにより行っているところでございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画についてです。

子ども・子育て会議の中で、事業計画素案を慎重に審議していただいております。今後は、12月までに事業計画（案）を作成し、1月にはパブリックコメントを経て策定する予定です。保育園では、秋晴れの10月4日に運動会を、11月29日にはお遊戯会を行い、園児の健やかな成長を保護者の方とともに確認をいたしました。

次に、ことし第2回目となります町内一斉美化活動「クリーンアップKIYAMA」を11月16日に実施し、区ごとに道路や公園等の散乱ごみを清掃していただきました。また、町内の事業所からボランティアとして31名の参加があり、県道基山公園線の庁舎前約850メートルの範囲の除草作業をしていただいております。当日町内全域で収集されたごみの量は、可燃物ごみ約4,200キログラム、缶類約200キログラム、瓶類約90キログラム、ペットボトル約20キログラム、不燃物ごみ約150キログラム、剪定枝約210キログラムなど、合計約4,870キログラムでございました。

次に、ごみ減量化事業についてでございます。

ごみ・リサイクルについての出前講座を9月28日に第3区公民館で行い、組合長等25名の参加がありました。当日は「基山町のごみの現状と出し方」というテーマで出前講座を行い、県内で比較した基山町のごみの現状及びごみ収集処理事業に関する予算や、家庭ごみの適切な排出・分別方法を踏まえた上で、さらに取り組んでいただきたい家庭でできるごみの減量化、資源化などについて説明を行い、ごみ減量化について普及啓発を行うことができました。

次に、道路工事及び公園工事の発注状況につきましては、別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、基山町立小学校及び中学校の電子黒板購入についてでございます。

小学校及び中学校の電子黒板購入につきましては、平成26年11月28日までの履行期限で西日本電信電話株式会社佐賀支店と702万円で契約いたしました。予定どおり納品と設置を完了いたしました。

次に、青少年健全育成町民大会についてでございます。

11月8日に町民会館において青少年健全育成町民大会を開催しました。大会では、基山小学校、若基小学校、基山中学校、東明館中学校の児童・生徒8名による少年の主張・体験発表が行われ、青少年にとって日ごろの生活の中で感じたことや自分を取り巻く問題な

どをテーマとして、みずからの体験や考え方の発表がなされ、大変意義のある大会となりました。

次に、生涯学習関係事業についてでございます。

10月12日に予定しておりました町民体育大会は、台風の接近により安全を最優先に考慮して中止といたしました。10月25日、26日には、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町を主会場に第67回県民体育大会が行われました。また、11月1日から3日まで町民会館において恒例の町文化祭を実施し、11月9日には本町において、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町の3市1町共催のクロスロードスポーツ・レクリエーション祭を開催いたしました。いずれの行事にも多くの町民の方々に参加いただき、スポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を深めることができました。

次に、基肄城築造1350年事業についてでございます。

現在、福岡県側の5市町と連携しながら、水城・大野城・基肄城1350年事業に取り組んでいますが、今後はこれと並行して基肄城に特化した事業を展開してまいりたいと考えております。このため、基肄城が築造1350年を迎える平成27年を見据え、基山町全体で盛り上げていくことを目的として、10月28日、基肄城築造1350年事業実行委員会を設立しました。

今後、この実行委員会において来年10月に予定しております第5回古代山城サミット基山大会とともに、町民参加型の各種事業の実施について検討を行ってまいります。

次に、図書館建設についてでございます。

図書館建設工事については、10月29日に指名競争入札を行い、議会の承認の上、鳥飼建設株式会社に決定いたしました。契約金額は4億7,520万円で、工期は平成26年11月11日から平成27年12月15日までとなっております。平成28年4月の開館に向け、事業に着手しておるところでございます。町民の皆さんの関心が高い事業ですので、図書館のホームページ等で進捗状況等をわかりやすくお知らせしたいと考えております。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町ゴルフ協会様より、9月8日に8万円、基山町大字宮浦、舟木由美子様より、10月14日に5万円、基山町大字長野、園木春義様より、10月17日に3万円、基山町大字園部、古賀芳博様より、11月6日に3万円、それぞれ基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に平成26年10月に1件、5,000円の寄附がありましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てを行います。積み立て後の基金総額は496万9,000円となります。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～37 第48号議案～第81号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第48号議案から日程第37．第81号議案までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成26年第4回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は、条例案件が27件、人事案件が1件、専決処分承認案件が1件、予算案件が5件、諮問案件が3件となっております。

それでは、順次、提案理由について説明をいたします。

第48号議案 基山町課設置条例の制定について。

六次産業を含めたトータル的な産業の振興のため「産業振興課」の新設、人口増対策の推進のため、重要なまちづくりにかかわるソフト部門を集約し担当する「まちづくり課」の新設、総合計画、情報・広報、統計部門を一括管理し、迅速な意思決定を可能にするため「総務企画課」へ移管するなどの町の重要施策等に対応できる組織機構体制整備のために、基山町課設置条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定について。

スポーツ及び文化に関する事務を管理し、及び執行する場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第50号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について。

地方分権の進展に伴い、行政の高度化、多様化等が進む中で、公務部内では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材を活用する必要があること、また、期間の限られた業務や一定期間業務量が増加する業務に期間を限って従事させることで、公務の効率的運営を確保する必要があるため、基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定について。

本町の交通政策事業を推進し、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町地域公共交通会議設置条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第52号議案 基山町下水道事業減債基金条例の制定について。

下水道事業について、下水道事業債の適正な管理を行い、財政の健全な運営を行うため、基山町下水道事業減債基金条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第53号議案 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について。

老人福祉法第11条の規定による養護老人ホームへの適正な入所措置を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第54号議案 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定について。

基山町における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第55号議案 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定について。

基山町の健康づくり対策を総合的に審議、検討し、住民の疾病予防及び健康増進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町健康づくり推進協議会設置条例

を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第56号議案 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について。

住民の健康と快適な生活環境の保全を考慮して、公害防止の対策を協議するため地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町公害防止対策協議会設置条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第57号議案 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

下水道事業については、地方公営企業法の一部を適用するに当たり、下水道事業の設置、経営の基本その他必要な事項を定めるため、基山町下水道事業の設置等に関する条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定について。

心身に障害を有する幼児及び児童・生徒の就学の適正化を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町就学指導委員会設置条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第59号議案 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

町の重要施策等に対応できる組織機構体制整備のための基山町課設置条例の制定、基山町例規集の例規について用語・用字の内容確認等に伴う関係条例の整理及び報酬等条例のあり方や各種委員会の適正な設置等検討に伴う基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の改正に伴い、基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第60号議案 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

基山町例規集の例規について、根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等を行い、関係条例を整理するため、基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について。

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号。以下「報酬等条例」という。）には、平成26年4月1日現在、70種類の委員会等の96項目の報酬が規定されています。本町の例規においては、非常勤特別職としての委員会の委員等の報酬を規定しているのは、本報酬等条例のみであり、委員会の委員等の報酬を新規に規定する場合、改正する場合、廃止する場合については、その都度報酬等条例の改正をしなければならない状態にございました。このため、本報酬等条例のあり方や各種委員会の適正な設置及び円滑な運営等の見直しを行い、それに伴う報酬等条例を改正するものであります。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から期末手当の支給月数を引き上げ、支給月数の配分の調整及び例規について、根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等を行い、条例を整理するため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第63号議案 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について。

人事院勧告の趣旨に鑑み、実情を踏まえ情勢適応の観点から期末手当の支給月数を引き上げ、支給月数の配分の調整及び例規について、根拠法令との整合性、例規の表記、用語・用字の内容確認等を行い、条例を整理するため、町長及び副町長の諸給与条例を改正します。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第64号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

平成26年8月7日、人事院は、平成26年4月については、給料、勤勉手当、通勤手当などの給与については民間給与との格差があるために引き上げを行い、平成27年4月からは民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映させるための見直しとして、給与制度の総合的見直しを行い、支給する給料の水準を平均2%引き下げるなどの内容の勧告を行った。これに鑑み、基山町職員に支給する給与の一部の改定等を行うため、基山町職員の給与に関する条例等を改正します。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第65号議案 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について。

基山町下水道事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部を適用するに当たり、下水道特別会計を廃止して下水道事業会計を設置するため、基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について。

次世代育成支援対策推進法第21条に定める次世代育成支援対策地域協議会が所掌する事務を基山町子ども・子育て会議において行うため、また、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）を改正することに伴い、基山町子ども・子育て会議条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について。

基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、児童クラブの運営に携わる職員を従来の放課後児童クラブ指導員から放課後児童支援員に変え、新たに補助員の職種を追加します。同時に放課後児童健全育成事業に関する根拠法令との整合性等を図るため、基山町放課後児童クラブ条例を改正いたします。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

施設使用料・手数料の見直しの基本方針により使用料の算定を行った結果、使用料改定の必要があるため、基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例を改正します。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第69号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について。

施設使用料・手数料の見直しの基本方針により使用料の算定を行った結果、使用料改定の必要があるため、基山町保健センター設置及び管理条例を改正するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について。

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正が平成26年11月19日に公布され、平成

27年1月1日以降の出産において出産育児一時金の額が改正されることに鑑み、基山町国民健康保険条例を改正します。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について。

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町民会館の使用料見直し、及び町長がスポーツ並びに文化に関する事務を管理し、並びに執行することに伴い、基山町民会館設置及び管理に関する条例を改正するものでございます。

これにつきましても、担当課長より補足説明を申し上げます。

第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町体育施設の使用料見直し、及び町長がスポーツ並びに文化に関する事務を管理し、並びに執行することに伴い、基山町体育施設の設置及び管理に関する条例を改正いたします。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について。

基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づく基山町立小学校及び中学校屋内運動場の使用料見直しに伴い、基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第74号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正について。

基山町けやき台緑地維持管理基金の残高が底をつき、今後、積み立て等も行わないため、基山町けやき台緑地維持管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止します。

第75号議案 基山町教育委員会委員の任命について。

基山町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））。

第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、専決処分をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第77号議案から第81号議案までは、平成26年度各会計の歳入歳出補正予算について。

第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）、第78号議案 平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第79号議案 平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）、第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）、これらの内容につきましても担当課長より補足説明をいたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

なお、条例の制定、改正等の議案については、関連する議案ごとに説明を求めます。

まず、機構改革関連の第48、49、50、59号議案の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、機構改革関連の議案について補足説明をさせていただきます。

第48号議案 基山町課設置条例の制定についてでございます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の基山町課設置条例の制定につきましては、人口減少問題に直面していることや、国の政策転換や地方分権に伴う権限移譲により事務量が增大していることから、定住人口促進の施策により人口増対策の推進を図っていくこと、また六次産業化を含めたトータルな産業振興などの施策を実施する必要があることから、平成27年度に組織機構の見直しを行うものでございます。

主な機構改革の内容でございますが、まちづくり課を新設、企画政策課につきましては分割し、他の課と統合いたします。税務住民課については、税務課及び住民生活課に分割いたしまして、現在の町長部局の課を8課から9課といたします。

まず、総務企画課につきましては、迅速な意思決定ができるよう総合計画、情報・広報、統計部門を統合いたします。また、町民の安全を一括的に推進するため、防犯事務を移管し、防災と防犯を統合し、防災・安全の強化を図っていきます。

税務課については、税務部門を独立させまして、税務部門における町民からの信頼性及び職員の専門性を向上させていきます。

住民生活課につきましては、環境部門、保険年金部門を統合いたしまして、各種申請、届

け出等窓口の集約化を行います。

こども課につきましては、青少年健全育成部門を統合いたしまして、家庭教育の充実を含めた総合的な子育て支援の推進を図っていきます。

産業振興につきましては、産業振興課を設置いたしまして、六次産業化を含めたトータル的な産業振興を図っていきます。

施行日につきましては、平成27年4月1日からといたしております。

次に、第49号議案 基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定についてでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の条例の制定につきましては、これも27年4月1日からの機構改革に伴い、教育委員会の事務を町長部局で管理し、執行するためのものがございます。

新設いたしますまちづくり課で、生涯学習・文化部門を統合することによって協働のまちづくりや生涯学習、スポーツ及び歴史、文化、健康に連動したまちづくりを推進していくことにいたしておりますので、今回の条例の制定となっております。

それから次に、第50号議案 基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

議案書は7ページになります。

今回の基山町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定につきましては、先ほど町長も提案理由の中で述べましたとおり、地方分権の進展に伴い、行政の高度化、多様化が進む中で、高度の専門性を備えた民間の人材などにつきまして、期間を限って従事させることで公務の能率的運営を確保するというところで、今回制定するものがございます。

まず、第1条につきましては、趣旨について規定をいたしております。

第2条及び第3条につきましては、任期付職員について規定しております。

それから、第3条につきましては、一定期間の業務量の増加に対する公務の効率的運営を確保するための任期付職員について規定しております。

第4条及び第5条につきましては、任期付職員の任期について定めております。

第6条、第7条につきましては、給与の特例について規定をいたしております。

施行日につきましては、公布の日から施行するといたしております。

それから次に、第59号議案 基山町課設置条例等の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書は34ページになります。

今回の条例の制定につきましては、27年4月1日からの機構改革によります基山町課設置条例の制定に伴いまして、課の名称等の変更が必要な14本の条例について所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日からといたしております。

以上、機構改革関連の議案は4議案となっております。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、附属機関の設置関連の第51、53、54、55、56及び58号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第51号議案 基山町地域公共交通会議設置条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページでございます。

これまでは基山町地域公共交通会議設置要綱で運用しておりましたが、今回、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町地域公共交通会議設置条例の制定をお願いするものでございます。

条例の内容につきましては、要綱とほぼ同じでございますが、第3条（組織）で、交通会議の委員数を想定される関係機関での最大数25人といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第53号議案から第55号議案までの補足説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

第53号議案 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定についてでございます。

これまでは基山町老人ホーム入所判定委員会設置要綱で運用をしておりましたが、今回、

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、要綱とほぼ同じでございますが、要綱からの変更といたしましては、議案書17ページの第6条において（専門委員）について規定し、専門の事項を調査判定するために専門委員として委嘱または任命することができるものとしたこととさせていただきます。

次に、19ページをお願いいたします。

第54号議案 基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例の制定についてでございます。

これまでは基山町障害者基本計画等策定委員会設置要綱で運用しておりましたが、今回、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町障害者基本計画等策定委員会設置条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、要綱とほぼ同じでございますが、要綱からの変更といたしましては、議案書20ページの第6条において、これまで要綱では本町職員のみで構成する専門部会の設置を規定しておりましたが、専門の事項を調査、研究及び審議させるために専門委員として委嘱または任命することができるものとしたこととさせていただきます。

次に、22ページをお願いいたします。

第55号議案 基山町健康づくり推進協議会設置条例の制定についてでございます。

これまでは基山町健康づくり推進協議会要綱で運用しておりましたが、今回、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町健康づくり推進協議会設置条例を制定するものでございます。

条例の内容については、要綱とほぼ同じでございますが、今回条例を制定するに当たり、第2条の所掌事務の総合的な計画として健康増進計画について平成27年度から着手したいと考えております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、第56号議案 基山町公害防止対策協議会設置条例の制定について補足説明させていただきます。

住民の健康で文化的な生活環境を確保する上において公害の防止が極めて重要であることに鑑みまして、この対策を協議することを目的といたしましたのが、この条例の制定理由でございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

第1条に（設置）、第2条で（所掌事務）、第3条で（組織）を掲げまして、町長及び委員の12名以内で組織するようしております。また、協議会におきましては、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、住民代表者及び学識経験者としております。第4条で（任期）、第5条で（会長及び副会長）で、会長においては基山町長をもって当てまして、副会長につきましては委員の互選で定めることとしております。

第6条では（会議）、第7条で（会議録）、第8条で（報酬）、第9条で（庶務）、第10条で（委任）としております。

本条例の施行につきましては、公布の日からとしております。どうぞ御審議賜り、御議決をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第58号議案 基山町就学指導委員会設置条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の31ページをお願いいたします。

まず、就学指導委員会につきましては、学校教育法施行令第18条の2において、市町村の教育委員会で認定就学者または特別支援学校の小学部に就学させるべき者について入学の通知をしようとするときは、教育学、医学、心理学その他の障害のある児童・生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聞くものとあります。このことから、基山町においてはこれまで教育委員会規則により就学指導委員会を設置し、就学する児童の障害に応じ、各委員の専門的立場から意見を伺い、一人一人の障害の程度に応じた就学判定を行っているところでございます。

今回の非常勤特別職の見直しに当たりまして、就学指導委員会は、第2条で調査、検査に関する事務を行い、対象者の判定を行うということになりますので、この委員会は地方自治

法に言う執行機関の附属機関に該当することから、条例による制定をお願いするものでございます。

なお、今回の規則から条例への移行に当たりましては、内容の変更等は行っておりません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、下水道関連の第52、57、65号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第52号議案、第57号議案及び第65号議案につきましては、関連する議案ですので、あわせて補足説明をさせていただきます。

初めに、第52号議案 基山町下水道事業減債基金条例の制定についてでございます。

議案書の14ページでございます。

下水道事業について、平成27年4月1日から地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、下水道事業債の適正な管理及び財政の健全な運営を行うため、下水道事業減債基金を新たに設置するため、基山町下水道事業減債基金条例の制定をお願いするものです。

内容につきましては、附則の第2項（経過措置）といたしまして、施行期日の前日までに基山町減債基金条例の規定により積み立てられた下水道事業債の償還のための現金は、この条例の規定により積み立てられた現金とみなし、引き継ぐこととなります。

次に、第57号議案 基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。議案書の28ページでございます。

平成27年4月1日から、現在の公共下水道事業と汚水処理施設管理事業を地方公営企業法の適用を受ける下水道事業とし、地方公営企業法の財務規定等を適用するときは地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定により条例で定めなければならないとなっておりますので、基山町下水道事業の設置等に関する条例の制定をお願いするものです。

地方公営企業法の財務規定等を適用することにより、費用と収益や資産と負債等の区分を明確に把握することができ、説明責任の明確化や下水道事業の健全化を図っていくことを目的としております。

条例の内容につきましては、第1条で（趣旨）、第2条で（下水道事業の設置）目的、第3条で（経営の基本）として公共下水道事業及び汚水処理施設管理事業の処理区域及び処理区域人口を定めております。公共下水道事業の処理区域は、汚水処理施設の処理区域及び公

共下水道事業全体計画区域外を除く地域でございます。公共下水道事業の処理人口は、公共下水道事業処理区域内の人口でございます。汚水処理施設管理事業の処理区域は、汚水処理施設で汚水処理をしている第10区きやま台地区及び第13区の人口となっております。

第4条で地方公営企業法の（財務規定等の適用）、第5条で予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分、第6条で議会の同意を得なければならない賠償責任に係る賠償、第7条で会計管理者への会計事務の委任、第8条で（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）、第9条で（業務状況説明書類の作成）についてを定めております。

また、附則第2項で基山町下水道特別条例の廃止と、第3項で基山町下水道特別会計条例に係る剰余金、債権、債務は、基山町下水道事業会計が継承するものと定めております。

次に、第65号議案 基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の66ページでございます。

平成27年4月1日から、これまでの下水道特別会計を廃止して地方公営企業法の財務規定等を適用するに当たり、基山町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、資料の100ページ、新旧対照表をお願いいたします。

100ページの第1条、第2条、第4条及び第6条で「汚水処理施設維持管理事業」を「汚水処理施設管理事業」に、「下水道特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改めるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、条例の見直し、報酬、給与改定の関連の第60、61、62、63、64号議案の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、条例の見直し及び報酬、給与関係条例の5議案について補足説明をさせていただきます。

第60号議案 基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

議案書37ページをお願いいたします。

今回の基山町条例の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方分権により地域主権改革が推進されております。この地域主権改革により、地域のことは地域で決めることとなりますので、地域が責任を持って決定する必要があるとございます。例規に関しても町みずからが考え、編成していかなければなりません。このため、今回、町例規の全体を確認し、見直し作業を行い、修正すべきところは修正することといたしております。

その結果、法令名称、法令、規定などの改正の必要があるというのが判明しましたので、基山町条例の見直しを行うものでございます。

施行日は、公布の日から施行するといたしております。

次に、第61号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

議案書46ページをお願いいたします。

今回の基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定につきましては、平成26年4月1日現在、70種類の委員会等の96項目の報酬が規定されております。今後、新規の規定によりまして、さらにこの項目が増加するなどの理由から、今回整理をするために改正するものでございます。

今回の見直しにつきましては、本条例に規定する委員を地方自治法に規定する執行機関の委員と附属機関の委員及び特別職の職員、法令、条例による委員会等の設置規定がある附属機関の委員及び特別職の職員その他関係報酬といたしております。

関係報酬の条例につきましては、例規に規定しない委員等を規則で規定するというようにいたしております。

施行日は、平成27年4月1日から施行するといたしております。

次に、人事院勧告に伴います報酬及び給与等の関係議案についてでございます。

第62号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、第63号議案 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、この2議案について一括して説明させていただきます。

議案書50ページをお願いいたします。

今回の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告の給与改定に準じまして、特別職の国家公務員の給与の額も改定されております。期末手当につきまし

ては一般職の例によることとされまして、年間2.95月から3.10月に、0.15月引き上げられております。このため、本町においても同様に期末手当を改正するものでございます。

今回の報酬及び給与等については、報酬審議会にも諮問をいたしまして、答申書をいただいております。この引き上げについては了承いただいているところでございます。

次に、第64号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。議案書54ページをお願いいたします。

今回の基山町職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、人事院勧告に伴います職員給与の改正を行うものでございます。

まず、第1条は、平成26年4月から施行する改正について規定いたしております。

第14条は、通勤手当の改正となっております。

第22条が、一般職及び再任用職員の勤勉手当の改正となっております。

行政職給料表につきましては、平均給与改定率0.3%の引き上げによる改定となっております。

第2条につきましては、平成27年4月1日から施行する改正について規定しております。

第2項につきましては、管理職員特別勤務手当が午前0時から午前5時までの勤務について勧告されましたので、改定するものでございます。

第19条及び附則第4項につきましては、時間外勤務手当を国方式から労働基準法方式とするための改正でございます。

第22条につきましては、一般職及び再任用職員の勤勉手当の改正となっております。

行政職給料表につきましては、平成27年度から給与制度総合的見直しによりまして、平均給与改定率が2%引き下げになっておりますので、給料表が改正となっている分の改正でございます。

第3条については、平成13年度の給与改定により、現給補償につきましては平成28年3月までで廃止するということの規定となっております。

附則につきましては、施行期日及び給与の調整等となっております。

附則第6条第1項につきましては、現給補償の規定となっております。

平成27年度からの給与制度総合的見直しによります平均給与改定率2.2%引き下げとなりますので、平成26年度の給与月例額と比較して平成27年度給与額が下回る場合に差額を支給すると規定いたしております。支給期間は平成30年3月31日までの期間となっております。

条例の見直し及び報酬、給与関係の5議案の補足説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、条例の一部改正関連の第66、67号議案の補足説明を求めます。内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それでは、第66号議案、第67号議案の補足説明をさせていただきます。

議案書の67ページをお願いいたします。

第66号議案 基山町子ども・子育て会議条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、次世代育成支援対策地域協議会が所掌する事務を基山町子ども・子育て会議において行うため、御提案をさせていただいております。

それでは、議案資料101ページをお願いいたします。

第2条の（所掌事務）につきまして、今回新たに次世代育成支援対策推進法第21条に定める次世代育成支援対策地域協議会が所掌する事務を加え、子ども・子育て会議で町長の諮問に応じ、調査審議をお願いすることといたしております。

第3条の（組織及び任用）につきましては、改正前では13人以内としていたものを、改正後では16人以内としており、ふえた3名のうち、お一人は社会福祉行政全般を支援する業務に従事する者、お二人目は母子保健に関する施策の推進に従事する者、3人目の方は青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に係る業務に従事する者といたしております。

第8条の（報酬等）につきましては、本議会に基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の議案を提案しておりますので、条例番号の改正でございます。

今回の条例改正における改正後の条例は、平成27年4月1日からの施行ということでお願いいたします。

それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

第67号議案 基山町放課後児童クラブ条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、基山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、放課後児童クラブの運営に携わる職員を指導員から

支援員に変え、新たに補助員の職種を追加するものでございます。

それでは、議案資料102ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。102ページをお開きください。

第1条の（名称及び位置）につきましては、児童福祉法の一部改正により根拠法令の改正でございます。

第2条の（定義）につきましては、例規の表記の統一のために改正をお願いしております。

第6条につきましては、見出しを（放課後児童支援員等）と変更し、第1項では、これまでの「指導員」を「支援員」と改め、その配置を支援の単位ごとに2人以上置くこととしております。

第2項では、第1項で規定する支援員は補助員に変えることができるとし、第5項で新たに補助員を定義づけしております。改正前の第2項及び第3項を繰り下げ、第3項を第4項とし、「主任指導員」を「主任支援員」、「指導員」を「支援員」と改正しております。

今回の条例改正における改正後の条例は、平成27年4月1日からの施行ということでお願いしております。

条例改正については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、使用料の一部改正関連の第68、69、71、72、73号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第68号議案、第69号議案について補足説明をさせていただきます。

議案書70ページをお願いいたします。

第68号議案 基山町老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の条例の改正につきましては、施設使用料・手数料の見直しの基本方針により算定を行った結果、使用料などについて改正する必要があるために改正をさせていただくものでございます。

資料の103ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

第3条では、これまで別表で別室使用料を徴収していた施設の調理室、和室について規定を設けたものでございます。

次に、第4条第1項第2号では、これまで町内の65歳以上の付添人の数について規定がございませんでしたけれども、今回、2人までとさせていただいたものでございます。

104ページをお願いいたします。

使用料につきましては、過去3年分の決算額の平均をもとに人件費、物件費を算定いたしております。その結果、町内の65歳以上の者及びその付添人については据え置き、その他の者につきましては算定結果が250円となり、100円以上乖離したことから、これまで150円であったものが緩和措置の現行使用料の1.5倍を適用いたしまして、220円とさせていただいたものでございます。

また、各施設につきましては、これまで使用者別に1回につきとして料金を設定しておりましたが、部屋そのものを占用的な利用をすることから、施設ごとに面積をもとに使用者による設定を行わず、1時間当たりの使用料として調理室は200円、和室の1、2については同額の60円としたものでございます。

次に、議案書の72ページをお願いいたします。

第69号議案 基山町保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

こちら、今回の改正につきましては施設使用料・手数料の見直しの基本方針により算定を行った結果、使用料などについて改正する必要があるために改正をさせていただくものでございます。

資料の107ページをお願いいたします。

使用料につきましては、過去3年分の決算額の平均をもとに人件費、物件費を算定し、それに原価償却費相当額を加えて算定を行っております。その結果、調理室の算定結果が140円となり、現行使用料の250円と100円以上乖離いたしましたので、110円値下げの140円としたものでございます。

また、算定基準が面積によるところから、調理室と同面積である研修室1につきましても10円値下げの140円とさせていただくものでございます。

条例の施行につきましては、2議案とも平成27年4月1日からとさせていただいております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第71号議案 基山町民会館設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の74ページをお願いいたします。

まず、第49号議案の基山町地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の制定によりまして、スポーツや文化に関する事務を教育委員会部局から町長部局に移管するよう提案いたしておりますので、それに伴う条文の整備でございます。

次に、別表の改正ですが、基山町使用料・手数料の見直しの基本方針に基づく各部屋の使用料や冷暖房使用料の料金改定でございます。あわせまして、午前、午後、夜間の貸出区分を基本方針に沿いまして1時間単位に変更いたしております。

76ページですが、町民会館備品といたしまして、大型プロジェクターとパンチカーペットを取得いたしましたので、その使用料の追加をお願いいたしております。

続きまして、第72号議案 基山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の78ページをお願いいたします。

町民会館と同様に、第49号議案によりスポーツや文化に関する事務を教育委員会部局から町長部局に移管するよう提案しておりますので、それに伴う条文の整備でございます。

次に、基山町使用料・手数料の見直しの基本方針に基づく各施設の使用料やナイター使用料、冷暖房使用料の料金改定でございます。

続きまして、第73号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の80ページをお願いいたします。

基山町体育施設と同様に、基山町立小学校及び中学校の屋内運動場について、基山町使用料・手数料の見直しの基本方針に基づく使用料の改定でございます。

各学校の屋内運動場の使用料につきましては、算定の結果、減額改定となりますが、現行料金と比べまして100円以上の乖離がありましたので、改正をお願いいたしております。

以上で第71号議案から第73号議案までの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第70号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第70号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の73ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、健康保険法施行令などの改正が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日以降の出産において出産育児一時金の額が改正することに鑑み、基山町国民健康保険条例を改正させていただくものでございます。

資料の109ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

第4条の（出産育児一時金）を「39万円」から「404,000円」に引き上げるものでございます。また、次ページの基山町国民健康保険規則第22条第3項の出産育児一時金の加算額につきましては、産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられたことから、加算額を「3万円」から「16,000円」に改めるものでございます。

条例、規則とも施行日は平成27年1月1日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで11時まで休憩いたします。

～午前10時52分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、補正予算関連の第76、77、81号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第76号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号））につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の84、85ページをお願いいたします。

まず、専決の理由といたしましては、平成26年12月14日に第47回衆議院議員総選挙及び第23回最高裁判所裁判官国民審査が実施されることになりまして、その経費について一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定をされておりますように、議会を招集する時間的余裕がないということで、平成26年11月21日付で専決処分を行っておりますので、その承認をお願いするものでございます。

86ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに774万2,000円を増額し、総額をそれぞれ62億6,849万1,000円とするものでございます。

87ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款の県支出金に774万2,000円の追加をお願いし、次ページの歳出では、2款の総務費に808万9,000円の追加、それから、予備費を34万7,000円減額することで財源調整を図らせていただいております。

内容につきましては、事項別明細書により説明を申し上げます。

平成26年度基山町一般会計補正予算（第4号）の事項別明細書をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款．県支出金、3項．委託金、1目．総務費委託金でございます。6節．選挙費委託金に衆議院総選挙委託金として774万2,000円をお願いいたしております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款．総務費、4項．選挙費、3目．衆議院議員選挙費でございます。1節の報酬から14節の使用料及び賃借料まで衆議院総選挙に関する経費をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

14款1項1目．予備費でございます。34万7,000円を減額することで財源調整を図らせていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

それでは続きまして、第77号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第5号）につい

て補足説明を申し上げます。

議案書89ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに5,740万5,000円の追加をお願いし、総額を63億2,589万6,000円とするものでございます。

90ページをお願いいたします。

第1表でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に11款の分担金及び負担金を734万1,000円、14款の県支出金を2,076万1,000円、諸収入を320万2,000円増額し、13款の国庫支出金を884万9,000円減額し、17款の繰入金、基金繰入金を3,300万円増額し、財源調整を図らせていただいております。

91ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費を891万7,000円、3款. 民生費を5,551万2,000円、4款. 衛生費を628万8,000円増額し、8款. 土木費を2,677万1,000円減額し、次ページでございますけれども、予備費を244万7,000円増額して財源直接を図らせていただいております。

議案書93ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

1段目、公共施設等総合管理計画策定事業として平成27年度から28年度で、債務負担行為の設定を新しくお願いいたしております。これは、本町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画でございまして、これを策定する事業で900万円をお願いいたしております。

次に、機具等借上料として、平成27年度に新しく債務負担行為の設定をお願いいたしております。これは、庁舎、保健センターの電話機等を一括交換するためのもので、195万6,000円をお願いいたしております。借上料そのものにつきましては、来年4月1日からの借上料に対して発生いたしますけれども、交換作業等に日数を要しまして、本年度内の作業がある程度の期間必要になりますために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

また、次年度以降につきましては、通常の借上料と同様の予算計上の方法でお願いする予定でございます。

3段目でございます。これも新しくふるさと応援寄附金事業として、平成27年度に債務負

担行為の設定をお願いいたしております。これは、ふるさと応援寄附金について寄附をいただいた方へ特産品を送り、この制度の拡充を図るための事業で、3万3,000円をお願いいたしております。

これにつきましては、歳出は同様に27年度に発生するものでございますけれども、26年度中に準備手続が必要なために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして主なものを事項別明細書により説明させていただきます。

一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。11款、分担金及び負担金でございます。2項、負担金、1目、民生費負担金、2節、児童福祉費負担金に保育料現年度分として703万2,000円の追加をお願いいたしております。入所児童数の増によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

13款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金でございます。1節、児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として292万1,000円をお願いいたしております。これは、たんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

2節、社会福祉費負担金に障害者自立支援給付費負担金として1,035万8,000円の追加をお願いいたしております。障害福祉サービス費の増によるものでございます。

また、障害児通所給付費負担金として204万7,000円の追加をお願いいたしております。これも、利用料の増によるものでございます。

また、同様に障害者自立支援医療費負担金として346万6,000円の追加をお願いいたしております。医療給付金の増によるものでございます。

いずれも補助率は2分の1でございます。

7ページをお願いいたします。

2項、国庫補助金でございます。1目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金に臨時福祉給付金給付事務費補助金として517万5,000円の減額をお願いいたしております。これは、臨時福祉給付金給付のための事務費の減によるもので、中身につきましては臨時福祉給付金のシステム導入委託料の全額更正によるものでございます。

2節、児童福祉費補助金でございます。子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金とし

て171万円の減額をお願いいたしております。これは、給付金の確定見込みによる減額でございます。

また、同様に子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金として118万2,000円の減額をお願いいたしております。これにつきましては、先ほどの臨時福祉給付金の理由と同じく、給付金システム導入委託料の全額更正によるものでございます。

次に、3目．土木費国庫補助金でございます。1節．道路橋梁費補助金に道路事業費国庫補助金として1,265万円の減額をお願いいたしております。これは、舗装、補修事業の減によるものでございます。補助率につきましては、55%でございました。

また、4節．住宅費補助金に公営住宅等ストック総合改善事業補助金として788万5,000円の減額をお願いいたしております。これは、割田団地外壁改修事業の減によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

14款．県支出金、1項．県負担金、1目．民生費県負担金でございます。1節．児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として146万1,000円の追加をお願いいたしております。国庫のところで説明をいたしましたように、たんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率4分の1でございます。

2節．社会福祉費負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金として446万4,000円の追加をお願いいたしております。これは、国民健康保険の保険税軽減分と保険者支援分の増による額の確定見込みによるものでございます。

また、障害者自立支援給付費負担金として517万9,000円の追加をお願いいたしております。これも、国庫と同じ理由で福祉サービスの増によるものでございます。補助率4分の1でございます。

同じく2節の障害児通所給付費負担金も増額をお願いいたしております。サービスの増によるものでございます。補助率4分の1でございます。

また、次の障害者自立支援医療費負担金として173万3,000円の追加をお願いいたしておりますけれども、これも先ほどと同じように、医療給付金の増によるものでございます。補助率は4分の1でございます。

10ページをお願いいたします。

2項．県補助金、2目．民生費県補助金、1節．社会福祉費補助金でございます。重度心

身障害者医療費助成事業補助金に215万6,000円の追加をお願いいたします。助成額の実績見込みによるものでございます。

4目．農林水産業費県補助金でございます。1節．農業費補助金に新しく農地台帳システム整備事業費補助金として270万円の追加をお願いいたしております。これは、農地法改正による農地台帳の整備事項等に対応するための農地台帳システムの整備費用への助成でございます。補助率100%でございます。

13ページをお願いいたします。

15款．財産収入、2項．財産売払収入、2目1節．物売払収入でございます。新しく消防自動車売払収入として140万円をお願いいたしております。これは、本年度予算で更新をお願いしてございました消防自動車のうち、本部車と1部車の2台につきまして、インターネット入札による売り払いを計画しております。その売払収入の見込み額をそこに計上させていただいております。

15ページをお願いいたします。

17款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金に3,300万円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

19款．諸収入、4項．受託事業収入、4目．民生費受託事業収入でございます。広域入所保育受託事業として201万4,000円の追加をお願いいたしております。入所人員の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

1款．議会費から、46ページ、10款．教育費までの2節から4節につきましては、今回改正をお願いしております給与の改正によるものでございます。ここの説明につきましては省略をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費でございます。13節委託料に地域インターネット回線移設委託料として200万9,000円をお願いいたしております。これは、機構改革に伴うシステム回線の移設整備の経費でございます。

また、19節．負担金補助及び交付金に新しく佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高校駅伝競争

大会出場助成金として10万円をお願いいたしております。これは、12月21日に京都市で行われる予定の第65回全国高等学校駅伝競争大会への出場助成金でございます。

また、市町村共済組合に対する追加費用及び払込金として226万8,000円の減額をお願いいたしております。確定見込みによる減額でございます。

21ページをお願いいたします。

6目. 企画費でございます。13節. 委託料に新しく旧役場跡地周辺活性化調査委託料として30万円をお願いいたしております。これは、旧役場跡地周辺の活性化のための調査検討を行うための費用でございます。

26ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。13節. 委託料に臨時福祉給付金システム導入委託料として493万7,000円の減額をお願いいたしております。これは、当初、臨時福祉給付金の給付のためシステム導入をお願いいたしておりましたけれども、担当職員の検討、工夫によりまして、システムにかわる別の方法で対応、処理を行うことが可能となりましたので、システム導入の必要がなくなり、全額更正をお願いいたしております。

6目. 障害者福祉費でございます。20節. 扶助費に重度心身障害者医療費助成費として431万1,000円の追加、また障害者自立支援医療費として693万1,000円の追加をお願いいたしております。ともに今後の支出見込みによる増額でございます。

28ページをお願いいたします。

同じく20節. 扶助費に障害福祉サービス費として2,071万7,000円、障害児通所給付費として409万4,000円の追加をお願いいたしております。これも、ともに今後の支出見込みによる増でございます。

29ページをお願いいたします。

3款. 民生費、2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費でございます。7節. 賃金に臨時雇賃金として105万1,000円の減額をお願いいたしております。これは、ひまわり教室、コスモス教室の指導員賃金の実績見込みによる減でございます。

13節. 委託料に広域入所保育事務委託料として100万4,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みによるものでございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金システム導入委託料として112万8,000円の減額をお願い

いたしております。これは、先ほどの臨時福祉給付金と同じ理由によるシステム導入委託料の全額更正でございます。

19節．負担金補助及び交付金に子育て世帯臨時特例給付金として171万円の減額をお願いいたしております。実績見込みによる減でございます。

次に、20節．扶助費にたんぼぼ保育園運営費として1,398万2,000円の追加をお願いいたしております。これは、入所児童数及び保育単価の増によるものでございます。

30ページ、お願いいたします。

2目．保育所費でございます。7節．賃金に臨時雇賃金として155万4,000円の追加をお願いいたしております。実績見込みによるものでございます。

31ページ、お願いします。

4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費でございます。20節．扶助費に子どもの医療費助成費として549万8,000円の追加を、今後の実績見込みによりお願いをいたしております。

3目．環境衛生費でございます。11節．需用費に修繕料として169万8,000円の追加をお願いいたしております。葬祭公園の火葬炉、セラミック炉の修理の費用でございます。

32ページをお願いいたします。

2項．清掃費、2目．塵芥処理費でございます。13節．委託料に塵芥不燃物収集運搬業務委託料として328万5,000円の減額をお願いいたしております。確定見込みによるものでございます。

33ページ、お願いいたします。

6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費でございます。13節．委託料に新しく農地台帳システム改修委託料として270万円をお願いいたしております。これは、歳入で説明を申しあげましたように、農地法の改正による農地台帳の整備費用でございます。

3目．農業振興費でございます。13節．委託料に九州の食E X P O出展サポート業務委託料として7万円、19節．負担金補助及び交付金に九州の食E X P O出展負担金として3万3,000円を新しくお願いいたしております。これは、27年3月に北九州市で実施される予定の九州の食E X P Oに本町の農産物や加工食品を出展し、P Rを行うための費用でございます。

34ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。13節. 委託料に新しく不動産鑑定業務委託料として24万8,000円をお願いいたしております。グリーンパーク町有地の不動産鑑定を行うものでございます。

2目. 観光費でございます。13節. 委託料に新しく基山公園施設現状調査業務委託料として211万2,000円をお願いいたしております。これは、基山頂上の展望所の強度等の調査を行うものでございます。

36ページをお願いします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。15節. 工事請負費に黒谷線舗装補修工事として2,300万円の減額をお願いいたしております。事業費の減によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。13節. 委託料に割田団地外壁改修工事実施設計業務委託料として109万4,000円、施工監理業務委託料として236万1,000円、15節の割田団地外壁改修工事として1,190万円の減額をお願いいたしております。事業費の確定見込みによる減額でございます。

40ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費でございます。12節. 役務費に新しくインターネット公売システム利用料として4万6,000円をお願いいたしております。これは、歳入のところで説明を申し上げましたが、本年度更新をお願いしておりました消防自動車のうち、2台をインターネット入札による売り払いを行う予定にしておりますので、その際のシステム利用料でございます。

また、消防自動車装備品等除去手数料として新しく9万2,000円をお願いいたしております。これは、消防自動車の売り払いの際にサイレン等を除去する必要がありますので、その費用でございます。

47ページをお願いいたします。

10款. 教育費、6項. 幼稚園費、1目. 教育振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に私立幼稚園就園奨励費補助金として143万5,000円の追加をお願いいたしております。これは、対象人員の増によるものでございます。

50ページをお願いいたします。

14款1項1目、予備費でございます。今回、予備費に244万7,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

それでは続きまして、第81号議案 平成26年度基山町一般会計補正予算（第6号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、県知事の辞職に伴いまして、12月25日告示、1月11日投開票が予定されている県知事選挙に伴うものでございます。

追加議案としてお配りしております議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに583万3,000円の追加をお願いし、総額を63億3,172万9,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、14款の県支出金を583万3,000円増額をお願いいたしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款、総務費を524万3,000円増額し、予備費を59万円増額して財源調整を図らせていただいております。

それでは、補正予算の内容につきまして主なものを事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成26年度一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

歳入でございます。14款、県支出金、3項、委託金、1目、総務費委託金でございます。

6節、選挙費委託金に知事・県議会議員選挙委託金として583万3,000円をお願いいたしております。

4ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款、総務費、4項、選挙費、8目、県知事・県議会議員選挙費でございます。1節の報酬から14節の使用料及び賃借料まで県知事選挙に関する経費をお願いいたしております。

5ページをお願いいたします。

14款1項1目、予備費でございます。59万円増額をすることで財源調整を図らせていただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、補正予算関連の第78、79号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第78号議案、第79号議案の補足説明をさせていただきます。

議案書の94ページをお願いいたします。

第78号議案の平成26年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも114万3,000円の追加をお願いし、総額を22億7,620万7,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容は、歳入の国民健康保険税の更正とその更正に伴う繰入金の追加及び歳出の一般療養費負担金の追加でございます。

補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項の国民健康保険税につきましては、現年度課税分の更正をそれぞれお願いしております。これは、現年課税分の税額更正の増加による減額でございます。

次に、4ページの3款1項1目の療養給付費等負担金、5ページの3款2項1目の財政調整交付金の普通調整交付金、6ページの6款2項1目の財政調整交付金の一種交付金につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金及び歳出の療養費負担金の補正により、それぞれ更正をさせていただいております。

7ページをお願いいたします。

8款1項1目、利子及び配当金でございます。財政調整基金利子を3,000円追加させていただいております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、国民

健康保険税の税額更正の増加に伴い、軽減額の増加により保険基盤安定繰入金を697万1,000円追加させていただくものでございます。

また、乳幼児現物給付繰入金につきましては、その額が確定いたしましたので、24万4,000円追加をさせていただいております。

事務費等につきましては、職員の人件費分及び特定健診の事前調査発送用の通信運搬費の追加により53万円追加をさせていただいております。

次に、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目の2節、3節、4節につきましては、職員の給与改定による追加でございます。

10ページをお願いいたします。

2款1項3目の一般被保険者療養費でございます。一般被保険者療養費負担金を10月までの実績と11月からの5カ月分の上昇分を見込み、116万7,000円の追加をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

8款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、12節、役務費に特定健康診査の事前調査の郵送料として通信運搬費を24万8,000円追加させていただいております。

15ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金に財政調整基金利子分3,000円の追加をお願いしております。

16ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回、財源調整のため55万7,000円の更正をお願いしております。

次に、第79号議案の平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の97ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも19万4,000円の追加をお願いし、総額を2億233万1,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。3款1項1目の後期高齢者医療健康診査等受託収入の保健事業受託事業を13万4,000円追加させていただいております。これは、健康診査事前調査発送に伴う郵便料の追加などによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金は、保険料納付証明分の郵便料として4万円を追加させていただくものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

6款2項2目、還付加算金でございます。歳出の還付加算金額と同額を計上し、2万円を追加させていただいております。

次に、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

1款2項1目、徴収費、12節、役務費では、保険料納付証明郵送分として通信運搬費を4万円追加させていただいております。

7ページをお願いいたします。

3款1項1目、後期高齢者医療健康診査等事業費、12節、役務費では、健診事業の事前調査発送分として通信運搬費を13万4,000円追加させていただいております。

8ページをお願いいたします。

4款1項2目、還付加算金、23節、償還金利子及び割引料の過年度保険料還付加算金を2万円追加をさせていただいております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、第80号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第80号議案 平成26年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）について補足説明をいたします。

議案書の100ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ550万2,000円を追加し、総額で歳入歳出それぞれ3億5,761万5,000円とするものでございます。

主な補正内容は、基金繰入金の減額並びに他会計繰入金の追加と事業費の追加でございます。

補正内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町下水道特別会計歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

5款1項1目．公共下水道利子及び配当金20万1,000円の追加は、公共下水道下水道基金の利子によるものでございます。

2目．汚水処理施設利子及び配当金7万7,000円の追加は、汚水処理施設下水道基金の利子によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

6款1項1目．公共下水道基金繰入金545万7,000円の減額は、基金から繰り入れた人件費及び公共下水道事業に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

6款2項1目．公共下水道一般会計繰入金1,016万5,000円の追加は、一般会計から繰り入れる人件費及び公共下水道事業に伴うものでございます。

2目．汚水処理施設一般会計繰入金51万6,000円の追加は、一般会計から繰り入れる汚水処理施設事業に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

6ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道事業費、11節．需用費239万3,000円の追加は、処理場及びマンホールポンプ電気代の110万円とニュータウン処理場圧送ポンプの修繕料129万3,000円によるものでございます。

13節．委託料43万円の追加は、徴収件数の増加によるものでございます。

19節．負担金補助及び交付金251万円の追加は、汚水処理量の増によるものでございます。

25節．積立金20万1,000円の追加は、下水道基金利子によるものでございます。

27節．公課費、消費税83万4,000円の減額は、税額の確定と中間納付によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

2款2項1目、汚水処理施設事業費、11節、需用費40万円の追加は、処理場の電気代によるものでございます。

13節、委託料3万円の追加は、徴收件数の増によるものでございます。

19節、負担金補助及び交付金8万6,000円の追加は、三神地区環境事務組合負担金の増によるものでございます。

25節、積立金7万7,000円の追加は、下水道基金利子によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款1項2目、利子6万1,000円の減額につきましては、長期債利子の確定によるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で補足説明が終わりました。

日程第38～40 諮問第1号～諮問第3号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第38、諮問第1号から日程第40、諮問第3号までを一括議題とします。

諮問理由説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

諮問案件3件でございます。その諮問の1号から3号までは、人権擁護委員の推薦について意見を求めるということでございます。

内容は、担当課長より説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

諮問第1号から第3号までについて補足説明をさせていただきます。

今回、諮問第1号から第3号までをお願いしております諮問につきましては、人権擁護委員の任期が27年3月31日までとなっておりますので、今回、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見をお願いしているということでございます。

委員につきましては、諮問第1号が藤野恭裕さん、それから第2号につきましては、大久

保由美子さん、それから第3号につきましては、中島しょう子さんとなっております。

現在、大久保さん、中島さんについては人権擁護委員をなさっておりますので、継続となります。藤野さんについては、今、調さんのほうがなっておられますけれども、年齢の制限がございますので、新しく藤野さんを今回お願いいたしております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

～午前11時42分 散会～